

e 顧客レンタルユース・サービス約款

(株)ベストコミュニケーションズ



目次

目次.....	1
e 顧客レンタルユース・サービス約款.....	1
別表第1号 料金等.....	11
e 顧客レンタルユース・サービス申込書.....	12

ご注意

約款及び申込書の内容に関しては将来変更することがあります。

©2008 BestCommunications, Inc. All Rights Reserved.

e 顧客レンタルユース・サービス約款

2007年7月23日制定
2007年10月25日改定
2008年12月1日改定
2011年8月1日改定

第1節 総則

第1条 (取り扱いの準則)

株式会社ベストコミュニケーションズ(以下当社といいます)は、当社が定めたこの「e 顧客レンタルユース・サービス約款」(以下「この約款」といいます)によって e 顧客ホスティング・サービスを提供します。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語：用語の意味

e 顧客レンタルユース・サービス：

当社および当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器(以下e顧客サーバーといいます)内に、契約者のデータ(以下データといいます)の電氣的な保管空間を提供するとともに、当社がe顧客サーバーの設定および接続環境を保守・管理し、サーバーの機能の利用権を契約者に設定するサービス

基本サービス：

e 顧客サーバー上に契約者が専有しうる電氣的なデータ保管空間を提供するとともに、別途当社が定める方法で通知するサーバー機能の利用権を設定するサービス

オプションサービス：

基本サービスにより契約者に提供されるデータ保管空間に有償で価値を付加するサービス。オプションサービスにより契約者に専有されるデータ空間が発生する場合、その容量は基本サービスの利用容量に含まれる場合もあります。

利用契約：

当社から e 顧客レンタルユース・サービスの提供を受けるための契約

契約者：

当社と e 顧客レンタルユース・サービス利用契約を締結している方

アカウント：

基本サービスのサービス品目を区別するための1組のログインIDとパスワード

第3条 (e 顧客レンタルユース・サービスの種別とその内容)

e 顧客レンタルユース・サービスは、基本サービスとオプションサービスの2種類のサービスの組み合わせ、もしくは基本サービスのみで提供されます（以下これらの各種別を「サービス種別」といいます）。当社は、オプションサービスのみの提供は行わないものとします。

また、それぞれの種別ごとに個別の機能を提供するサービス（以下「サービス品目」といいます）は、基本サービス、オプションサービスなど種別毎に定めます。

第4条 (基本サービスのサービス品目)

基本サービスにおいて提供される機能、サービス品目は、次のとおりとします。

サービス品目	提供される機能
PC アクセス・アカウント [基本]	パソコン・ブラウザからアクセスすることができるサービス。
モバイルアクセス・アカウント [基本]	携帯電話ブラウザからアクセスすることができるサービス。
PC アクセス・アカウント [拡張]	顧客折衝録・期日管理・郵送送付状・FAX 送付状等が利用できるサービス。「PC アクセス・アカウント[基本]」のご利用を前提とします。
モバイルアクセス・アカウント [拡張]	顧客折衝録・期日管理・郵送送付状・FAX 送付状等が利用できるサービス。「モバイルアクセス・アカウント[基本]」のご利用が前提です。

2. 1回の利用契約において、利用できるディスク容量は 300 MB までとします。

第5条 (オプションサービスのサービス品目)

オプションサービスにおいて提供される機能、サービス品目は、次のとおりとします。

サービス品目	提供される機能
オリジナル・ドメイン・ネーム	契約者独自のドメイン名による URL をもつことができるサービス

第2節 利用契約

第6条 (提供区域)

e 顧客レンタルユース・サービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。ただし通信事情等により提供できない区域もあります。

第7条 (利用契約の単位)

e 顧客レンタルユース・サービスの利用契約は、当社が定めた契約容量を単位として締結します。

第8条 (契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者が e 顧客レンタルユース・サービスを用いて、関連会社等の第三者に独自のサービスを行う場合は、当社が別途定める方法により、当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

第9条（契約の最低利用期間）

基本サービスの最低利用期間は3ヵ月とします。なお、オプションサービスの最低利用期間はサービス品目毎に定めることができるものとします。

第10条（権利譲渡の禁止）

契約者は、e 顧客レンタルユース・サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

第3節 利用申込等

第11条（利用申込）

当社は契約申込者が記名捺印した利用申込書の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。

2. 利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次を認めます。

第12条（利用契約の成立）

e 顧客レンタルユース・サービス利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

第13条（利用申込の受付とサービスの開始）

当社が利用申込を承認した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書および必要なログインID・パスワードを文書により通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

第14条（申込の拒絶）

当社は、次の各号に該当する場合には、e 顧客レンタルユース・サービスの利用の申込を承諾しない場合があります。

（1）申込に係る e 顧客レンタルユース・サービスの提供または当該サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合

（2）以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合

（3）申込者が、第19条（提供の停止）第1項に該当する場合

（4）申込書の内容に虚偽記載があった場合

（5）申込者が日本国内に在住していない場合

（6）申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合

（7）申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合

（8）申込者が申込時に法令違反等により業務停止命令を受けている、またはそれに準ずると認められる場合

（9）その他、当社が申込を承諾することが相当でないと認める場合

2. 前項の規定により、当社が e 顧客レンタルユース・サービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対

しその旨を連絡します。

第4節 契約事項の変更等

第15条（契約事項の変更等）

契約者は、e 顧客レンタルユース・サービス種別の変更等を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第3節（利用申込等）の規定に準じて取り扱います。

3. 当社は、契約者がサービス品目に定められたディスク容量を超えるデータを保管している場合、e 顧客レンタルユース・サービス品目の変更等を契約者に請求することができます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を契約者に提出するものとします。

第16条（法人の契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知するものとします。

2. 第14条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合に準用します。

3. 前2項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知するものとします。これを変更したときも同様とします。

4. 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

第17条（個人の契約者の地位の承継）

契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係る e 顧客レンタルユース・サービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継をした者で1名に限る）は、引き続き当該契約による e 顧客レンタルユース・サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

2. 第14条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合に準用します。

第18条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、すみやかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第5節 提供の停止等

第19条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて e 顧客レンタルユース・サービスの提供を停止することがあります。

(1) e 顧客レンタルユース・サービスの料金、割増金または遅延損害金等を支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2) 契約者がサービス品目に定められたディスク容量を超えるデータを保管している場合で、当社が e 顧客レンタルユース・サービス品目の変更等を契約者に請求したにも関わらず、一定期間を経過してもなおサービス品目の変更に応じないとき

(3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(4) 前各号に掲げる事項のほか、この約款に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき

(5) 第 36 条（情報の取り扱い）の規定に違反したとき

(6) 契約者が支払停止したとき

(7) 契約者が、仮差押、差押、会社整理、民事再生、会社更正、特別清算、破産等の申立を受けたとき

(8) 第 8 条（契約者による第三者に対するサービスの提供）の規定に違反したとき

(9) 第 10 条（権利譲渡の禁止）の規定に違反したとき

2. 当社は、前項の規定により e 顧客レンタルユース・サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。

第 20 条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、e 顧客レンタルユース・サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

(2) 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき

(3) 第 21 条（通信利用の制限）の規定によるとき

(4) 当社が利用する電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより当社が e 顧客レンタルユース・サービスの提供を行うことが困難になったとき

2. 当社は、前項第 1 号の規定により e 顧客レンタルユース・サービスの提供を中止しようとするときは、その 14 日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 第 1 項 2 号、3 号、4 号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 21 条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、e 顧客レンタルユース・サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

2. e 顧客レンタルユース・サービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

第 22 条（サービスの廃止）

当社は都合により e 顧客レンタルユース・サービスの特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する 3 ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

3. 契約者は第 1 項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第 15 条（契約事項の

変更等)の規定を準用します。

第6節 契約の解約

第23条 (当社が行う利用契約の解約)

当社は、第19条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解約することができます。

2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

第24条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、e顧客レンタルユース・サービス契約の解約を希望するとき(次項または第3項の規定による場合を除く)は、当社に対し、解約の希望日の2か月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

当該契約の解約日は、上記解約の希望日の属する月の月末日とします。この場合において、通知があった日から当該通知において解約の希望日とされた日までの期間が2か月未満であるときは、解約日は、当該通知があった日から2か月を経過する日が属する月の月末日とします。

2. 契約者は、第20条(提供の中止)または第21条(通信利用の制限)に定めた事由が生じたことにより、e顧客レンタルユース・サービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解約することができます。この場合、解約はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。

3. 第22条(サービスの廃止)第1項の規定により特定の種別のサービスが廃止されたとき(同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に当該種別に係るe顧客レンタルユース・サービス契約が解約されたものとします。

第7節 料金等

第25条 (料金等)

e顧客レンタルユース・サービスの料金および関連費用(以下「料金等」といいます)は以下の項目からなります。

(1) 加入料金

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う一時金で、各サービス種別で定める細目からなります。

(2) 月額料金

契約者が、サービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

2. 契約者は、加入料金について事由の如何を問わず返還請求できません。

第26条 (課金開始日)

e顧客レンタルユース・サービスの課金開始日は、第12条(利用契約の成立)および第13条(利用申込の受付とサービスの開始)の規程により契約が成立し、当社が発送するサービス開始の確認書において課金開始日として記載した日をいいます。

第27条（契約者の支払い義務）

契約者は、当社に対し、e 顧客レンタルユース・サービスの利用に係る前条に規定した加入料金、月額料金を、サービス種別ごとに当社が定める方法で支払うものとします。

2. 第19条（提供の停止）の規定によりサービスの提供が停止された場合における該当停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

3. 第20条（提供の中止）の規定により、サービスの提供が中止された場合における当該中止期間のサービス料金は、第41条（利用不能の場合における料金等の清算）の規定により取り扱います。

第28条（料金等の請求時期および支払期日）

e 顧客レンタルユース・サービスの料金等は、毎月当社の定める方法により請求いたします。

2. 当社は、加入料金を、契約成立後すみやかに支払期限を定めて請求します。

3. 前各項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

第29条（割増金）

e 顧客レンタルユース・サービスの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第30条（遅延損害金）

契約者は、e 顧客レンタルユース・サービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率30.0%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第31条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額を加算した額とします。

第32条（加入料金および月額料金の額）

e 顧客レンタルユース・サービスの加入料金および月額料金の額は、別表第1号の1（サービス料金）でサービス品目ごとに定めた額とします。

第33条（契約事項変更に伴う加入料金の額）

サービス品目の変更の加入料金に係わる額は、当該変更後の品目の加入料金の額が当該変更前の加入料金の額を超える場合、当該変更後の品目の加入料金の額から当該変更前の品目の加入料金の額を控除した額とします。

第34条（契約事項変更に伴う違約金）

契約者は、最低利用期間が経過する前に、他のサービス品目に変更する場合（第24条（契約者が行う利用契約の解約）の3項の規定によりサービスの変更があった場合を除く）で、当該契約の変更前の月額料金の額が、変更後の月額料金の額を超えるときは、以下の方法で算出した料金を、違約金として、当社の請求に基づき一括して支払うものとします。

契約事項変更にとまう違約金 = (最低利用期間の日 - 契約事項変更日) × (変更前月額料金 - 変更後月額料金)

第35条 (契約解約に伴う料金等の清算方法)

最低利用期間が経過する前に契約が解約された場合 (第24条 (契約者が行う利用契約の解約) の2項または3項の規定により解約された場合を除く) における e 顧客レンタルユース・サービスのサービス料金の額は、当該解約日から最低利用期間に達するまでの残余期間に対応する額とします。

契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

2. 最低利用期間が経過した後に契約が解約された場合 (第24条 (契約者が行う利用契約の解約) の2項または3項の規定により解約された場合を除く) における e 顧客レンタルユース・サービスのサービス料金の額は、当該解約のあった日の属する月の月末までに対応する額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第8節 情報の取り扱い

第36条 (情報の取り扱い)

契約者は自己のデータ領域 (データ保管空間) 内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3. 契約者は、自己のデータ領域 (データ保管空間) 内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に迷惑を掛け、あるいは何らの損害等も与えないこととします。

4. 契約者は e 顧客レンタルユース・サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
- (3) 他人の著作権を侵害する行為
- (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- (6) リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
- (7) その他、法令に違反する行為
- (8) e 顧客レンタルユース・サービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為

第37条 (バックアップ)

当社はサーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を、サーバーの故障・停止などに備えて保管することがあります。

2. 契約者の希望によりバックアップされたデータを復元する場合には、契約者は当社に所定の手数料を支払うものとします。

3. 契約者が登録したデータが消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

第38条 (契約者のデータの権利)

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第39条 (当社による編集・出版)

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出・再編集して、e 顧客のホームページまたは書籍など出版物または放送媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は当社に帰属するものとします。

第9節 雑 則

第40条 (機密保持)

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を、第三者に漏らしません。

2. 当社は、前項に関わらず、e 顧客レンタルユース・サービスの通信のアクセス記録を取得することがあります。

第41条 (利用不能の場合における料金等の清算)

当社は、e 顧客レンタルユース・サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上e 顧客レンタルユース・サービスが利用できなかったときは、契約者の請求に基づき、当社は、その利用が全くできない状態を当社が知った時刻から、そのe 顧客レンタルユース・サービスの利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に基本料の月額60分の1を乗じて得た額を基本料月額から差引ます。ただし、契約者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヵ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとします。

第42条 (契約者の義務)

契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、すみやかに当社に届け出るものとします。

2. 契約者はパスワードの再発行が必要な場合には、当社が定める方法により再発行の申請を行うものとします。また、この場合には所定の手数料を支払うものとします。

3. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第43条 (通信設備等)

契約者は、自己の費用と責任において、e 顧客レンタルユース・サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由してe 顧客レンタルユース・サービスを利用するものとします。

第44条 (接続業者)

e 顧客レンタルユース・サービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、当社のe 顧客レンタルユース・

サービスに準ずるものとし、当社は他の接続業者のサービスを利用した場合に、e 顧客レンタルユース・サービスとの差異により起因する諸問題につき、何らの責任も負わないものとし、

第45条 (指定ソフトウェア)

当社は、e 顧客レンタルユース・サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

第46条 (免責)

当社は、契約者が e 顧客レンタルユース・サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由のいかんを問わず、何らの責任も負いません。

第47条 (損害賠償)

契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとし、

第10節 その他

第48条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の e 顧客レンタルユース・サービス約款によります。

2. この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により変更後すみやかにその内容を通知します。

第49条 (契約者名の公開)

契約者は、リンクリスト等当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。

第50条 (合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を契約者と当社の第1審の合意管轄裁判所とします。

附 則

この約款は平成19年10月25日から実施します。

別表第1号 料金等

1 サービス料金

1-1 基本利用料

区分	月額料金
データベース利用料	1,575 円

注1 データベース利用料は、e 顧客を利用するためのデータベース使用料（300MB まで）です。300MB を超える場合、100MB 毎に 525 円（税込み）加算します。

1-2 基本サービス料金

サービス品目	月額料金
PC アクセス・アカウント [基本]	525 円
モバイルアクセス・アカウント [基本]	525 円
PC アクセス・アカウント [拡張]	525 円
モバイルアクセス・アカウント [拡張]	525 円

注1 基本サービス料金は基本利用料に加算されるアカウント単位の料金です。

注2 最小1つの「PC アクセス・アカウント [基本]」からご利用いただけます。

注3 「PC アクセス・アカウント[拡張]」をご利用になる場合の1アカウント利用料は、月額 1,050 円（PC アクセス・アカウント[基本]+「PC アクセス・アカウント[拡張]」）となります。

注4 「モバイルアクセス・アカウント[拡張]」をご利用になる場合の1アカウント利用料は、月額 1,050 円（モバイルアクセス・アカウント[基本]+「モバイルアクセス・アカウント[拡張]」）となります。

1-3 オプションサービス

サービス品目	月額料金	備考
オリジナル・ドメイン・ネーム	525 円	-

※上記 1-1～1-3 の価格はいずれも消費税込みの価格です。

e 顧客レンタルユース・サービス申込書

以下の空欄に記入の上、(株)ベストコミュニケーションズ レンタルユース・サービス係（下記）までご送付ください。

お客様名			
部署			
契約責任者	⑩		
ご担当者			
ご住所	〒		
	電話番号		FAX 番号
電子メール・アドレス			
お申し込み品目	PC アクセス・アカウント [基本] : アカウント	モバイルアクセス・アカウント [基本] : アカウント	
	PC アクセス・アカウント [拡張] : アカウント	モバイルアクセス・アカウント [拡張] : アカウント	
開始希望日	年 月 日		

請求書宛先

請求書の宛先が上記と異なる場合にご記入ください。

お客様名			
部署			
経理担当者			
ご住所	〒		
	電話番号		FAX 番号

弊社使用欄	受領日	開始日	お客様コード	
-------	-----	-----	--------	--

(株)ベストコミュニケーションズ レンタルユース・サービス係 連絡先
〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-38-11 ティーズビル 4 階
TEL:03-5355-5885 FAX:03-5355-5886 電子メール:sales@bcom.co.jp